

補助第227号線現況調査説明会の概要

現況調査について	
現況調査説明会の主旨について	
現況調査とは、何を調査するのか。	まちづくりを検討するにあたり、補助第227号線の詳細な位置を把握するため、道路や沿道の土地の形状、建物の位置を調査します。
なぜ、今から調査をするのか。	区では、西武新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差事業とあわせた駅周辺のまちづくりの検討を進めています。その検討資料として活用するために調査をします。
まちづくりの検討とは何をするのか。	駅周辺のまちづくりでは、防災性の向上や交通ネットワークの検討、地区の住環境の改善に向けた検討を行います。
現況調査説明会は、補助第227号線の事業説明会ではないのか。	今回は補助第227号線の位置を把握するために行う調査の説明会です。事業を実施するときには、この説明会とは別に改めて事業及び用地測量説明会を開催させていただきます。
調査の具体的な内容について	
調査作業とは具体的にどういったことを行うのか。	測量を行う際の基準となる点の位置（座標）を設定し、その点をもとに、建物の位置や形状を測ります。測量のための機械を使用し、道路上に鋸などの目印を設置します。
基準となる点とは、道路の中心に設置するのか。	都市計画道路の中心や位置を示すものではありません。 基準となる点は、用地測量のときにも使用するため保存性の良い任意の場所に設置します。

補助第227号線の整備について（妙正寺川～新青梅街道区間）	
位置付けについて	
補助第227号線は、いつ都市計画決定されたのか。	補助第227号線は、昭和41年に都市計画の決定をしています。
補助第227号線の位置付けはどのようなものがあるのか。	中野区都市計画マスタープランにおいて、一般延焼遮断帯、補助幹線道路沿道地区、補助幹線道路軸などに位置付けられています。（ホームページに掲載している説明スライドよりご確認ください。）
補助第227号線の東京都の位置付けを教えてください。	東京都の防災都市づくり推進計画において、一般延焼遮断帯に位置づけられています。
一般延焼遮断帯とは何か。	市街地火災の延焼拡大を遮断するため、道路などの都市施設とそれらの沿道に建つ、燃えにくい建物で構築する帯状の不燃空間を指します。
断面構成について	
補助第227号線に歩道が設置されるのか。	道路の幅員16mの場合、一般的な道路としては、両側に各3.5mの幅の歩道（両側で計7.0m）が整備されます。車道は9.0mとなります。
整備範囲について（現在の道路から後退距離について）	
道路は16m以上に広がることはあるのか。	都市計画決定されている幅員が16mであり、それ以上の幅員で整備することは考えていません。
現在の道路（幅員6m）から両側に5mずつ同じ距離で後退するのか。	現在の曲がりのある道路をできるだけまっすぐにするように都市計画の線が決められているため、場所によって後退距離が違います。このため、拡幅は現在の道路から両側に同じ後退距離ではありません。
整備予定について	
いつ、事業に着手するのか。	都市計画手続きの事業認可を取得し、平成32年度以降に事業に着手することを目指しています。 今後、沿道のまちづくりの進捗を勘案しながら着手時期を慎重に検討していきます。

<p>補助第227号線（妙正寺川～新青梅街道区間）は、なぜ平成32年度以降の事業着手を目指しているのか。</p>	<p>大和町中央通り（早稲田通り～妙正寺川区間）は、平成31年度完成予定となっており、今後、新青梅街道までつながる路線として、事業を進めていくためです。</p>
<p>都市計画決定しているが、事業を行うことも決まっているのか。</p>	<p>事業の実施を前提として、都市計画決定がされています。今後、平成32年度以降の事業着手に向けて準備を進めていきます。</p>
<p>現況調査後は、すぐに事業認可を取得するのか。</p>	<p>沿道まちづくりの検討を進め、用地測量によって拡幅用地の範囲を確定していきます。その後、まちづくりの進捗を勘案しながら事業認可を目指します。なお、用地測量の前に説明会を開催する予定です。</p>
<p>事業認可とはなにか。</p>	<p>事業認可によって、施行者、事業施行期間、事業の範囲が決まり、用地の取得や建築等の制限、土地譲渡の届出等の手続きが始まります。</p>
<p>整備主体について</p>	
<p>妙正寺川から新青梅街道の区間は、なぜ区が整備するのか。</p>	<p>早稲田通りから妙正寺川の区間は、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトの特定整備路線であるため東京都が整備しています。妙正寺川から新青梅街道の区間は、西武新宿線連続立体交差事業や駅周辺のまちづくりとあわせた整備を行うため、区が整備していきます。</p>
<p>妙正寺川から新青梅街道の区間を整備した後、都道になるのか。</p>	<p>現在区道であり、整備後も区道として管理する見込みです。</p>
<p>整備するときは、区の予算を使うことになるのか。</p>	<p>妙正寺川から新青梅街道区間については、区の事業となりますので、区の予算で整備をしていきます。国や東京都から補助金や交付金を受けるなど、財源の確保に努めていきます。</p>

沿道まちづくりについて	
沿道まちづくりの範囲について	
沿道まちづくりの範囲（都市計画線道路から30mの範囲）とはなにか。	沿道まちづくりの範囲とは、補助第227号線の延焼遮断効果を高めるため、倒れにくく燃えにくい建物に変えていく等のまちづくりを検討していく範囲です。今後、沿道まちづくりの検討に役立てるため、調査範囲としています。なお、都市計画道路境界線の外側から沿道30mの範囲については、道路整備の対象ではありません。
沿道まちづくりの範囲30m含めて区画整理等の事業を活用し、補助第227号線を整備していくのか。	現在、沿道まちづくりの範囲内で区画整理等の事業は、考えておりません。ただし、今後のまちづくりを考えていく上で地域の方々が区画整理事等の事業を必要とする場合は、検討していきます。
建て替えについて	
沿道まちづくりはどのように検討していくのか。	今後、沿道30mの範囲で、たとえば、地区計画などのまちづくりのルールを沿道の皆様と検討していきます。
まちづくりのルールが決定するとどうなるのか。すぐに建て替えが必要となるのか。	まちづくりのルールが決定した後は、そのルールを守る必要があります。決定後すぐではなく、次に建て替える場合にルールに従った建て替えが必要となります。
燃えにくい建物に建て替えた際の助成はあるのか。	道路整備に合わせた不燃化建物の建て替えへの助成等については、今後検討していきます。なお、助成制度導入前に自主的に建て替えた方は、遡って助成を得ることはできません。
沿道まちづくりの時期について	
沿道まちづくりは、道路整備と同じ時期に進めていくのか。	道路整備と沿道のまちづくりを同時に進めることで防災性をより高めることができると考えています。 道路整備と沿道のまちづくりルールによる建て替え時期にずれが生じる可能性があります。道路整備のみを行うのではなく、沿道のまちづくりもしっかりと進めていく予定です。

<p>用途地域の変更を考えているのか。</p>	<p>まちづくり検討の中で用途地域の変更が必要になるかを含めて検討を進めていきます。用途地域の変更には地域でのまちづくりのルールを決めることや合意形成が必要になるため、今後勉強会を立ち上げるなどして検討を進めていきます。</p>
-------------------------	--

<p>連続立体交差事業について</p>	
<p>連続立体交差事業の構造形式について</p>	
<p>連続立体交差事業（野方駅～井荻駅間）の構造形式（地下式 or 高架式）について教えてほしい。</p>	<p>西武新宿線の連続立体交差事業は東京都の事業であり、中野区では分かりません。現時点で構造形式は未定です。</p>

<p>その他</p>	
<p>交通の影響について</p>	
<p>大和町中央通り（早稲田通り～妙正寺川区間）の拡幅が完了すると妙正寺川から新青梅街道区間に交通等の影響はあるのか。</p>	<p>大和町中央通り（早稲田通り～妙正寺川区間）の拡幅整備によって、妙正寺川の前後で道路の幅が変わりますが、それにつきましては、整備を行っている東京都や交通管理者と協議、調整していきます。</p>
<p>新青梅街道より北の調査について</p>	
<p>新青梅街道より北側が、なぜ調査範囲になっているのか。</p>	<p>新青梅街道と補助第227号線が交差しており、交差点付近の検討のため、新青梅街道より北の道路についても調査を行います。</p>
<p>説明会の資料について</p>	
<p>説明会の資料は、公開されるのか。</p>	<p>説明会で使用した資料は、ホームページにて公開します。著作権の関係から、資料内容の一部を工夫して公開します。会議録は、皆様に分かりやすいように要約して、ホームページに公開します。</p>

説明スライドのデータは、最新のものか。今後、最新のデータに更新されることで、事業の見直しなどはあるのか。

説明スライドの「燃えやすい建物」、「不燃領域率」については、平成23年度のデータが最新のデータとなります。また、今後、最新のデータと以前のデータで、僅かな差異が見られた場合でも、都市計画道路の整備や沿道のまちづくりの必要性がなくなることはありません。